

飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組

新型コロナウイルス感染症については、現在、首都圏や関西圏を中心に、再び新規感染者数の増加が見られ、社会経済活動を維持しつつ、メリハリの効いた感染防止策に取り組むことが急務となっている。

特に、最近のクラスターは、飲食店（接待を伴う飲食店以外も含む。以下「飲食店等」という。）や若年層や学生が集まる場などで多く発生していることから、各省連携の下、地方自治体、関連団体、経済界、教育関係者の協力を得て、次の通り各般の主な施策を強力に推進していく。

1. 飲食店等におけるガイドライン遵守の徹底に向けた取組

感染防止のための業種別ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が各業界団体により作成・公表されているが、これまで発生したクラスターの分析によると、必ずしも全ての店舗において遵守されていない。このため、クラスター発生防止のため、飲食店等におけるガイドラインの普及を進め、各飲食店等で徹底した感染防止策が講じられるよう取り組む。

国としては、飲食店等の感染防止に向けた取組に対し、持続化補助金により支援するほか、飲食店への訪問を通じたガイドラインの周知、対応状況の確認及び更なる遵守の徹底の働きかけを行うとともに、地方自治体や関係団体等による取組の強化を勧奨する。

(1) 地方自治体による取組

国は、地方自治体に対し以下の取組を推進するよう勧奨する。

- ・飲食店等の営業許可の申請・更新等の機会を活用し、地方自治体の窓口等において事業者に対しガイドラインを配布し周知を図る。
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく通常の立入検査時において、衛生管理基準の遵守の徹底に加え、飲食店等がテナントに含まれている場合に、特定建築物所有者等に対しガイドラインを配布し周知を図る。
- ・ガイドラインを遵守している店舗に対しステッカー等を配布して表示する仕組みについて、各地方自治体での導入検討や、既に導入している地

方自治体における制度の普及促進を図る。

(2) 業界団体等による取組

- 国は、業界団体や酒類業者に対し以下の取組を勧奨する。
- ・業界団体が会員企業に対し、ガイドラインを周知するとともに、ガイドラインの遵守に向けて必要な助言・勧奨等を行う。
- ・業界団体が会員企業のガイドライン遵守状況や具体的な取組内容を早急に調査するとともに、ガイドラインを遵守している飲食店等に対する表示（生活衛生関係の業界団体が確認した上で発行するポスター、ステッカーのほか飲食業界ガイドラインに対する自主適合宣言マーク等）を勧奨する。
- ・業界団体が会員企業に対し、接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを従業員や利用者に促すよう勧奨する。また、感染者が発生した店舗を利用した者に対し通知するためのシステムを地方自治体独自に導入している場合は、飲食店等に対し当該システムの利用を促す。
- ・酒類業ガイドライン（酒類業中央団体連絡協議会策定）等を遵守した取引の徹底を勧奨する。また、酒類業者から取引先飲食店に対してガイドラインの遵守等を勧奨する。

(3) 商店街による取組

- 国は、全国商店街振興組合連合会（全振連）及び地方自治体を通じて、各地域の商店街に対し、以下の取組を勧奨する。
- ・商店街として、地方自治体や業界団体と連携しつつ、全振連が公表しているガイドラインを踏まえた感染防止対策を実施する。
- ・商店街に所属する飲食店等に対し、ガイドライン遵守に向けた取組を勧奨するとともに、ポスターやステッカー、自主適合宣言マーク等の掲示やホームページ等での公表など取組の「見える化」を勧奨する。
- ・飲食店等が行う感染防止対策に対し、「持続化補助金」を活用するよう、商工会等と商店街組合が連携し、飲食店等に周知する。

(4) 飲食店等の紹介サイトとの連携により、ガイドラインの遵守状況等を店選びに活用できる仕組みを検討・実施する。

2. 飲食店等の利用者が自分で自分の身を守る行動をとってもらうための取組

飲食店等における会食などの場でクラスターが多く発生していることか

ら、利用者一人一人が「自分の身を守る」ことを意識して行動することが重要である。このため、国として国民に以下の取組を推奨するとともに、都道府県に対し、必要に応じて新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請を行うことについて検討するよう促す。

(1) 「新たな日常」に対応した行動変容の働きかけ

- ・日頃から3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けること。
- ・大人数での会食や飲み会を避けること。
- ・会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意すること。
- ・大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛すること。
- ・マスクの着用、手洗い、消毒、換気を徹底すること。

(2) 接触確認アプリ等の活用

- ・接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや、地方自治体独自の通知システムの利用登録を行うこと。

3. 職場や大学等における感染防止対策

(1) 経済団体等と一体となった感染防止の取組強化

職場に関連したクラスター発生を防止するため、経済団体を通じて、各企業に対し以下の取組を勧奨する。

- ・業務後の大人数での会食や飲み会を避けること。
- ・従業員に対し、会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意するよう促すこと。
- ・接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや、地方自治体独自の通知システムの利用登録の推奨。
- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤の推進。
- ・体調が良くない従業員を出勤させないこと。

(2) 国家公務員、地方公務員に関する取組

国家公務員、地方公務員についても、(1)と同様の対応を実施。

(3) 大学等と連携した取組

大学等に対し、以下の取組により学生に感染リスクの注意喚起を行うよ

う勧奨する。

- ・若年層の感染や会食・合宿等を通じての感染が多数確認されていることを踏まえ、行動に特に留意するよう強く求めること。
- ・たとえば、オンライン授業の初期画面での注意喚起（例：「会食、飲み会、サークル旅行、団体イベント、合宿における感染リスクの注意喚起」）のポップアップ表示や、学生一人ひとりへのメール送付など、学生等に当該注意喚起が確実に伝わる方法で行うこと。

4. 感染拡大を防止するための飲食店名等の公表

クラスターなど感染者が発生し、感染経路の追跡が困難な場合には、感染拡大防止の観点から店舗名を公表する扱いとなっており、当該公表において関係者の同意が必要なものではないこととともに、ガイドラインに掲載しているような感染防止策が適切に講じられていなかったことが感染の要因であると考えられるときは、その旨を公表して感染防止策の徹底を促すことを改めて周知する。

外食業ガイドラインの主な内容

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等に基づき、農林水産省所管の関係団体等が自主的な感染防止の取組を進めるために業種別ガイドラインを作成しました。今回、「外食業の事業継続のためのガイドライン」の要点をまとめました。

ガイドラインの詳細は、以下のURLをご覧ください。

<参考>

外食業の事業継続のためのガイドライン <http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

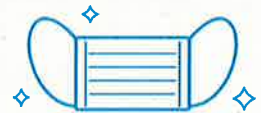
1. 本格的な事業再開に向けて

- 食品衛生法に基づく一般衛生管理を遵守する
- 安全性を考慮した感染防止対策(社会的距離の確保や物理的接触の削減など)についての情報発信を行う
- 国や自治体から発表される最新情報を得る

2. お客様の安全

1 入店時

- 体調不良者の入店お断り・マスク着用のお願などの情報掲示を行う
- 手指消毒用消毒液を用意する
- 順番待ち等の際に2m(最低1m)の間隔を確保できるようなテープ区切り・整理券配布等の工夫をする



2 客席へのご案内

- テーブルは仕切り板等で区切るか2m(最低1m)の間隔を空けて、横並びで座れるように配置を工夫する
- 真正面の配置を避けるか、テーブル上に仕切り板等を設ける
- 少人数の家族、高齢者、乳幼児、障害者等のグループで対面を希望する場合は可能としてもよいが、他グループとの相席は避ける
- カウンター席は密着しないよう、適度な間隔を空ける



3 テーブルサービスとカウンターサービス

- 注文時は客の正面に立つことを避け、可能な範囲で間隔を保つ
- 客の入れ替わり時にテーブル・カウンターを消毒する
- カウンターでは、会話の程度に応じ従業員のマスクの着用のほか、仕切り板等を設ける
- 料理は大皿での提供は避け、個々に提供するか、従業員等が取り分けるなど工夫する
- お酌や回し飲みは避けるよう客に対して注意喚起する
- 個室については十分な換気を行う



4 会計処理

- 券売機の定期的な消毒を行う
- コイントレイや電子マネー決済の導入等、人的接触を避ける工夫をする
- 飛沫防止のため、レジカウンターにアクリル板等を設置する



5 テイクアウト

- 客の滞留防止のため、事前注文システムを導入する、店内飲食客との動線区別を行う等の工夫をする
- 食中毒防止のため、早めに食べるよう口頭もしくは注意書きで注意喚起する

6 デリバリー

- 配達員と来店客が接触しないよう、動線を工夫する
- 料理の受渡しは手指を消毒してから行う
- オンライン決済、料理の非対面による受渡し等、接触を避ける工夫をする
- 配達員は健康管理、手洗い、マスク着用等の衛生管理を実施する
- 運搬ボックスは使用の都度消毒する
- 食中毒防止のため、早めに食べるよう口頭もしくは注意書きで注意喚起する



3. 従業員の安全衛生管理

- 従業員は出勤前に体温を測定し、健康管理を行う
- 感染者と濃厚接触者の就業を禁止する
- マスクやフェイスガードを適切に使用し、頻繁な手洗いを実施する
- 従業員の控室等は換気し、空調設備は定期的に清掃する



4. 店舗の衛生管理

- 店内の換気を徹底する
- 店内の清掃を徹底し、ドアノブ・券売機・メニュー表・タッチパネル等、人が触れる箇所を定期的に消毒する
- 卓上に調味料・冷水ポット等は極力設置しない
- ビュッフェやサラダ・ドリンクバーではカバー等で食品を保護する
- トイレは毎日清掃し、トイレ等に設置しているハンドドライヤーは使用しない
- 感染防止対策に必要な物資は、平時から必要量を備蓄しておくことが望ましい
- ユニフォーム等はこまめに洗濯する
- 食品残渣や人により汚染された可能性のあるごみは手袋・マスクを着用の上密封して処理する



食品衛生に関するお問い合わせやご相談は、営業を行う区の福祉保健センター生活衛生課へお願いします。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryu/shoku/yokohamaWEB/gyomu/6-1.htm>

小売業ガイドラインの主な内容

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等に基づき、農林水産省所管の関係団体等が自主的な感染防止の取組を進めるために業種別ガイドラインを作成しました。今回、「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」の内容について要点をまとめました。

ガイドラインの詳細は、以下のURLをご覧ください。

＜参考＞小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
<http://www.super.or.jp/?p=11151>

1. 店舗における感染予防対策

1 身体的距離の確保

- 店舗内外で顧客が列に並ぶ際には、床への目印や、掲示・アナウンスの実施により対人距離の確保を促す
- サッカー台（会計後に袋詰めを行う台）やエレベーター・エスカレーターにおいて、掲示・アナウンス等の実施により、対人距離の確保を促す

2 清掃・消毒

- 従業員は、こまめな手洗い・手指消毒を励行する
- 手指の消毒設備を入口及び施設内に設置し、顧客の手指消毒を促す
- 買い物かご・カートの持ち手・ドアノブ・タッチ式案内パネル等、人が触れる箇所を定期的に消毒する
- トイレについて、通常の清掃・消毒に加え、蓋がある場合は蓋を閉めて汚物を流すよう表示し、ハンドドライヤーは使用しない
- ゴミを廃棄する際は、鼻水や唾液がついていることを想定し、密閉して縛るほか、作業中はマスクや手袋を着用し、作業後の手洗いを徹底する

3 接触感染・飛沫感染の防止

- レジカウンターに透明間仕切りを設置する
- コイントレイでの現金受渡を励行する
- キャッシュレス決済の利用を促進する
- マスクやフェイスシールド等の着用やこまめな手洗い・手指消毒を励行する

4 換気の徹底

- 換気設備の適切な使用、定期的な窓やドアの開放により、室内の換気に努める
- 必要に応じ、喫煙室の利用を制限する

5 商品陳列等

- そうざいやペーカリーで客が自ら取り分ける販売方法を、パック詰め等へ変更する
- 試食販売を中止する

6 店舗内混雑の緩和

- 混雑に繋がるような販売促進策を自粛する
- オフピークタイムでの来店を呼びかけるほか、混雑時には入店制限等を行う
- ネットスーパー、移動販売等の利用を促進する
- 1グループ1人又は少人数での入店を呼びかける

7 店舗内施設の利用

- イートインスペースや休憩スペース等を使用する場合は、テーブル同士の間隔確保に留意し、必要に応じて利用を制限する
- 催事の開催・アミューズメント施設の利用可否については、都道府県から示される対応に基づき判断する

8 店舗入店時の顧客に対する依頼

- 発熱、その他感冒様症状がある場合は、入店の自粛を依頼する
- 入店時のマスク着用や手指消毒等を依頼する

2. 従業員の感染予防・健康管理

- 従業員に対し、新型コロナウイルスの感染症予防に関する知識の周知を徹底する
- マスクの着用やこまめな手洗いにより、飛沫感染・接触感染を防止する
- 業務方法や作業導線を見直し、従業員と顧客との対人距離、バックヤード等における従業員同士の対人距離を確保する
- 従業員に対し、咳エチケットの徹底や出勤前の健康確認、発熱時等の対応、こまめな手洗い等について指導を行う

3. 買い物エチケットに係る顧客への協力依頼・情報発信

- 従業員だけでなく、顧客に対しても身体的距離の確保・マスクの着用・手洗い・手指消毒等の感染防止対策への協力を促すため情報発信を行う

食品衛生に関するお問い合わせやご相談は、営業を行う区の福祉保健センター生活衛生課へお願いします。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/shoku/yokohamaWEB/gyomu/6-1.html>